

令和元年

第4回市議会定例会 議案第13号

職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例の制定に
ついて

職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例(昭和27年函館市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。
(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年函館市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第9条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定によりその職を失い」を削り、「第22条第1項の」を「同項の」に、「当該各項の」を「それぞれ第2項、第3項または前項の規定の」に改める。

第22条第1項中「、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定によりその職を失い」を削り、同条第4項中「、もしくはその職を失い」を削る。

第22条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当してその職を失った職員を除く。)」を削り、同条第3号および第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第22条の4第1項中「、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定によりその職を失い」を削り、同

条第2項第1号中「、もしくはその職を失い」を削る。

(函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第3条 函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和52年函館市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(函館市職員退職手当条例の一部改正)

第4条 函館市職員退職手当条例(昭和59年函館市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(函館市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第5条 函館市職員等の旅費に関する条例(平成2年函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に改め、同条第5項中「。以下この条において同じ」を削り、同条第6項中「できる者」の後ろに「(その者の扶養親族の旅費について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)第44条の規定による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定によりその職を失った職員に係る期末手当および勤勉手当の支給については、第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第9条第6項、第22条第1項および第4項、第22条の2第2号(同条例第9条第7項および第22条の4第5項において準用する場

合を含む。) ならびに第 22 条の 4 第 1 項および第 2 項第 1 号の規定にかかわらず, なお従前の例による。

(提案理由)

地方公務員法の一部改正に伴い規定を整備するため